

## 〔問題6〕フェリー運航の事業停止命令をめぐる紛争

### ◆ 事例 ◆

次の文章を読んで、資料を参照しながら、以下の設問に答えなさい。

A社は、海上運送法による許可を受けて、九州のP島とQ市の間でフェリー事業を営んでいる事業者であるが、2020年4月2日付けで、九州運輸局長E（国の行政機関で、国土交通大臣から適法に権限の委任を受け、九州での海上運送法に基づく許可等の権限を有する）から事業停止処分を受けた。このような処分を受けると事業をできなくなってしまうことから、A社の担当者であるFはA社の顧問弁護士であるCとDの事務所に赴いて法的な対応を検討することとした。

また、A社によるフェリー事業がストップするのは困ると考えていたP島の観光業者らは、急遽「R号運行停止を回避する会」という団体を結成しており、同団体の代表であるBも、Fに同行してCらの事務所を訪れた。なお、BはP島に居住しており、P島で観光業を営んでいる。

日時 2020年4月3日

場所 Cの事務所

C：それでは、始めましょう。Eが、昨日の4月2日付けで法（海上運送法。以下同じ）16条に基づいてA社の一般旅客定期航路事業の事業停止処分（以下では「本件処分」と呼ぶことがある）を行ったということでしたね。

F：そうです。そのため、当社で運行しているP島とQ市の間的高速船のR号の運行ができなくなりました。

C：Dさん、海上運送法の規定はどうなっていましたか。

D：A社のようにフェリーや高速船の運航を行う場合、海上運送法に基づく許可が必要になります。

C：法3条の許可ですね。

D：そうです。もともとは、免許制になっておりまして、需給調整の規定が入っていたのですが、昨今の規制緩和により法改正され、免許制から許可制

でその方向で適切な手段を考えていただきたいのです。6月末になれば停止処分が解除されるのは確実です。

C：それでは、適切な対応を考えましょう。

### 【設問 1】

1. A社の顧問弁護士であるCの立場で、A社が、本件処分によって営業停止に陥ることを阻止するためいかなる法的手段（行訴法に規定されているものに限る）をとることができるかについて、それを用いる場合の要件を中心に論じなさい。また、訴訟を提起する場合の被告を明示しなさい。（40点）
2. 同じくCの立場で、A社が本件処分は違法であると主張するためには、どのような主張ができるか検討しなさい。なお、サービス基準は裁量の範囲内で定められた合理的なものであるとする。（30点）

### 【設問 2】

Bが独自に訴訟を提起する場合どのような訴訟を提起することができるか（行訴法に規定されているものに限る）、また、Bの立場から、当該訴訟について、訴訟要件を充足しているとの主張を検討しなさい。（30点）

## 【資料 1 海上運送法（抜粋）】

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

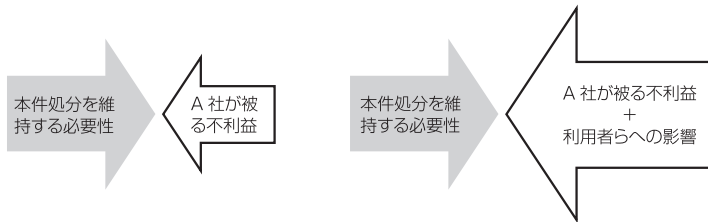
（定義）

**第2条** この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する港湾運送事業及び同法第2条第4項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて

わかることである。このように、本件処分は、海上運送法の法目的やサービス基準の趣旨に反して、多数の利用者一般に著しい不便を強いる内容の処分である。そうだとすれば、たとえ、A社の被る損害が経済的なものであるとしても、全体的には「処分内容及び性質」を考慮して、本件処分は「重大な損害」を生じさせていると考えることができる。やや単純化しすぎることになるかもしれないが、A社の立場からの主張を図式的に示すとすれば、次の図のようになるであろう。すなわち、不可逆的な損害を生じさせない単なる経済的不利益であれば、本件処分を維持する必要性に対抗できないが（左図）、法目的に反する利用者等への不利益の発生という一種の「援軍」を併せて考慮することで、本件処分を維持する必要性に対抗しうる「重大な損害」と言うことができる、との主張となるであろう（右図）。



また、ゴールデンウィークが迫っていることから、「緊急の必要性」もあると考えられる。

#### (ウ) 執行停止の実質的な要件——消極要件

その他執行停止が認められるためには、消極要件が問題になる。消極要件としては、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」と「本案について理由がないとみえるとき」が行訴法には規定されているが（行訴25条4項）、いずれの要件も本事例では認められないと考えられる。

#### 4. 設問1-2——本件処分の違法性

不利益処分については手続的な瑕疵が問題となることが少なくないが、本事例においては手続的な瑕疵は特に見られないので、専ら本件